

第 以上を以て組織するものとす。但し必要ある場合は中央執行委員会、兼認を経て適宜之を組織することを得。

第六條 支部には左の機関を置くものとす。(一)総会 (二)幹部会、  
第七章 党費及會計

第七條 党費は党員一名に付年額金六拾圓とす。

第八條 党員納入の党費は一切これを返還せず。

第九條 党費は本部及地方支部に配分す。

第十條 党經費の予算は中央執行委員会に於て原案を制作製し大會の協賛を経て要す。

第十一條 党經費の決算は大會の兼認を経て要す。

第十二條 党機關紙の會計は独立會計とす。

第十三條 党は會計監査若干名を置き會計の監査に任ず會計監査は大會に於て之を選任す。

第十四條 党會計年度は毎年拾月一日より翌年九月三十日迄とす。

第八章 罰則

第十五條 党員にして左の一に該当すものは中央執行委員会又は大會に於て除名することを得。(一)党の主義綱領に遠背したる者。(二)党の面目を毀損したる者。(三)党の統制を亂したる者。

第十六條 前條の規定は支部及支部聯合會にも準用す。

第九章 附則

第十七條 党の綱領及規約は党大會出席代議員三分の二以上、賛成を得ると非ざれば変更加除することを得ず。

別表 第一

党大會出席代議員選出比率、  
支部聯合會員三百名迄は一名、以上三百名未満を増す毎に一名

別表 第二

支部聯合會大會出席代議員選出比率、  
支部員五十名迄は一名以上、未満を増す毎に一名。

別表

(以上)